		担当課	薬務衛生課	検索番号	16-16
	生活衛生関係営業の運営の				
法令名	適正化及び振興に関する法	根拠条項	5 7 <b>0</b> 4 - 3		
	律				
許認可等	指導センターの手数料徴収についての承認				

#### \_ (根拠規定)

都道府県指導センターは、都道府県知事の承認を受けて、手数料を徴収することができる。

# (許認可等の基準)

平成12年4月1日付け薬第2250号保健福祉部長通知。

理容業・美容業及びクリーニング業に関する標準営業約款に係る手数料の承認基準 環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第 57条の4第3項の規程により知事が承認する手数料は、本基準によるものとする。

### 1 新規登録手数料

理容所登録手数料	1 件当たり	6,600円
美容所登録手数料	1件当たり	6,600円
クリーニング所登録手数料	1 件当たり	6,600円
クリーニング取次所登録手数料	1件当たり	4,100円
クリーニング取次所の追加に係る		
变更届出登録手数料	1 件当たり	4,100円

# 2 再登録手数料

<b>丹豆球于</b> 数科		
理容所再登録手数料	1 件当たり	2,360円
美容所再登録手数料	1 件当たり	2,360円
クリーニング所再登録手数料	1件当たり	2,360円
クリーニング取次所再登録手数料	1 件当たり	1,430円
クリーニング取次所の追加に係る		
变更届出再登録手数料	1 件当たり	1,430円

## 附則

平成13年1月6日以降、「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に読み替えるものとする。

### (その他)